

## 高齢者虐待に関する調査結果について（平成 24 年度分）

厚生労働省による高齢者虐待対応状況等の全国調査について、県分の調査結果がまとまりましたので公表します。（※全国データは、後日厚生労働省が発表する予定です。）

### 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

#### （1） 相談・通報件数

県内 35 市町村で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は 12 件であった。

（表 1）

平成 24 年度	平成 23 年度	増減 (%)
12	15	▲3 (20.0%)

#### （2） 相談・通報者

「当該施設元職員」が 33.3%と最も多く、次いで「不明（匿名含む）」が 27.8%となっている。

（表 2）（複数回答）

	人	%
当該施設元職員	6	33.3
不明（匿名含む）	5	27.8
当該施設職員	3	16.7
家族・親族	2	11.1
その他	2	11.1
合 計	18	100.0

#### （3） 市町村による虐待事実の確認調査結果

虐待の事実が認められた事例は 1 件であった。

（表 3）

（件）

虐待の事実が認められた事例	1
虐待の事実が認められなかった事例	7
虐待の事実の判断に至らなかった事例	2
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	2
合 計	12

(4) 虐待の状況

事例

被虐待高齢者	男性, 95~99 歳, 要介護 3
虐待の種別類型	身体的虐待 (介護職員が夜勤の際, 利用者の頭部を虫眼鏡で叩いた。外傷あり。)
施設・事業所の種別類型	地域密着型サービス (認知症対応型共同生活介護: グループホーム)
虐待を行った従事者の職種	介護職
高齢者虐待に対して取った措置	市町村による養介護施設等に対する実地指導及び改善勧告

## 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

### (1) 相談・通報件数

県内 35 市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は 486 件であった。

(表 4)

平成 24 年度	平成 23 年度	増減 (%)
486	523	▲37 (▲7.1%)

### (2) 相談・通報者 (平成 24 年度)

「介護支援専門員 (ケアマネージャー)」が 24.5%と最も多く、次いで「警察」が 17.4%、「家族・親族」が 11.9%となっている。

(表 5) (複数回答)

	人	%
介護支援専門員 (ケアマネージャー)	152	24.5
警察	108	17.4
家族・親族	74	11.9
被虐待者本人	70	11.3
民生委員	58	9.4
当該市町村行政職員	54	8.7
近隣住民・知人	31	5.0
介護保険事業所職員	26	4.2
医療機関従事者	18	2.9
虐待者自身	7	1.1
不明 (匿名を含む)	1	0.2
その他	21	3.4
合 計	620	100.0

(注) 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報件数 486 件と一致しない。

### (3) 事実確認調査対象件数

(表 6)

平成 23 年度相談・通報受理、 平成 24 年度事実確認調査件数	平成 24 年度 相談・通報件数	平成 24 年度 事実確認調査対象件数
39	486	計 525

### (4) 市町村による虐待事実の確認調査結果

市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例は 300 件で、被虐待者実数は 314 人であった。

(表 7)

(件)

虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例 (※被虐待者実数は 314 人)	300
虐待の判断に至らなかった事例	141
虐待ではないと判断した事例	65
後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	10
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	9
合 計	525

(5) 虐待の種別・類型

「身体的虐待」が72.3%と最も多く、次いで「心理的虐待」が54.5%、「経済的虐待」が24.2%で、「介護等放棄」が21.0%あった。

(表8) (複数回答)

種別	身体的	心理的	経済的	介護等放棄	性的	合計 (件数)	(被虐待者実数)
件数	227	171	76	66	1	541	314人
%	72.3	54.5	24.2	21.0	0.3	—	—

(注1) 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は虐待判断事例総数300件と一致しない。

(注2) %は被虐待者実数314人に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

(6) 被虐待高齢者の状況について

虐待と判断した事例は300件であるが、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数人がある場合があるため、被虐待高齢者の実数は314人となっている。以下では、実数314人について分類している。

ア 被虐待者の性別及び年齢

性別では、「男性」が22.9%、「女性」が77.1%と「女性」が全体の4分の3以上を占めた。

年齢階級別では「80～84歳」が26.4%と最も多く、次いで「75～79歳」が23.9%であった。

(表9) 性別

	男	女	合計
人	72	242	314
%	22.9	77.1	100.0

(表10) 年齢

	65 ～69歳	70 ～74歳	75 ～79歳	80 ～84歳	85 ～89歳	90歳 以上	不明	合計
人	33	47	75	83	51	24	1	314
%	10.5	15.0	23.9	26.4	16.2	7.7	0.3	100.0

イ 虐待者との関係

被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が34.6%と最も多く、次いで「夫」が19.1%、「娘」が16.0%の順であった。

(表11)

	息子	夫	娘	息子の 配偶者 (嫁)	孫	娘の 配偶者 (婿)	妻	兄弟 姉妹	その他	合計
人	121	67	56	36	26	15	8	3	18	350
%	34.6	19.1	16.0	10.3	7.4	4.3	2.3	0.9	5.1	100.0

(注) 1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数300件に対し、虐待者実数は350人であった。

## (7) 虐待への対応策について

### ア 分離の有無

虐待への対応として、40%を超える事例で「虐待者からの分離」が行われた。

(表12)

	人数	%
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	141	41.0
被虐待者と虐待者を分離していない事例	180	52.3
対応について検討・調整中の事例	10	2.9
その他（県外の息子宅へ避難、娘・孫と一緒に自宅を出た等）	13	3.8
合計	344	100.0

(注) 平成23年度以前に相談・通報を受け事実確認済みで平成24年度に対応したものが含まれるため、被虐待者実数314人に対し、分離の有無の合計は344人であった。

### イ 分離を行った場合の対応内容

「契約による介護保険サービスの利用」が29.8%と最も多く、次いで親族宅への分離、賃貸住宅への転居等の「その他」が28.4%、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が19.1%であった。

(表13)

	件数	%
契約による介護保険サービスの利用	42	29.8
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	27	19.1
医療機関への一時入院	21	14.9
緊急一時保護	11	7.8
その他（親族宅への分離、賃貸住宅への転居等）	40	28.4
合計	141	100.0

### ウ 分離をしていない場合の対応内容

「養護者に対する助言・指導」が61.7%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が32.8%であった。

(表14) (複数回答)

	人数	%
養護者に対する助言・指導	111	61.7
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	59	32.8
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	27	15.0
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	11	6.1
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	5	2.8
その他（デイサービス利用、内縁関係の解消、駐在所の巡回等）	41	22.8
経過観察（見守り）	35	19.4
合計（累計）	289	—
合計（分離をしていない事例における被虐待者の人数）	180	

(注) %は、分離をしていない被虐待者180人に対する割合であるため、合計は100%にならない。